

介護保険 (平成30年より介護保険法の一部改正が施行されます。)

介護が必要になっても安心して、自分らしく暮らせる老後を望む気持ちはだれでも同じです。日本の少子・高齢化、超高齢社会にむけて高齢者の介護を社会全体でささえるため、介護保険制度が導入されています。

介護保険のあらまし

運営主体 制度の運営主体(保険者)は各市町村です。

加入する方 **[第1号被保険者]** 65歳以上の方

サービスが利用できる方

1. 寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態(要介護状態)の方
2. 常時の介護までは必要ないが、家事や身じたく等、日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)の方

[第2号被保険者] 40歳から64歳までの医療保険に加入している方

- 初老期認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる16種類の病気※により要介護状態や要支援状態となった方

※老化が原因とされる16種類の病気

1. 筋萎縮性側索硬化症 2. 後縦靭帯骨化症 3. 骨折を伴う骨粗鬆症 4. シャイ・ドレーガー症候群 5. 初老期における認知症 6. 脊髄小脳変性症 7. 脊柱管狭窄症 8. 早老症 9. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 10. 脳血管疾患 11. パーキンソン病 12. 閉塞性動脈硬化症 13. 慢性関節リウマチ 14. 慢性閉塞性肺疾患 15. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 16. がん末期

介護サービスを利用する手続き

①相談

障害が残った状態で病院から退院したり、認知症が疑われる場合など介護サービスが必要と感じられたら、まずは市町村担当課か地域包括支援センター※に相談します。

※地域包括支援センターは介護保険以外のサービスも含む総合的な相談・支援を行います。

(例:認知症に関連した消費者被害や虐待も)

②訪問調査

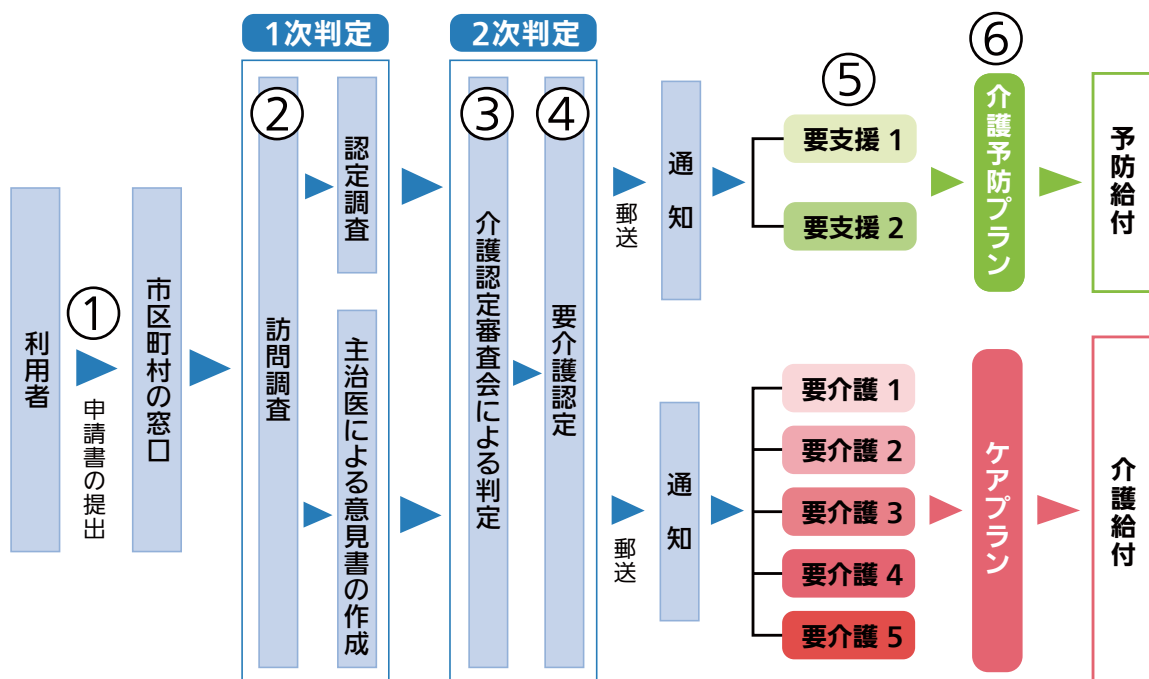
市町村から委託を受けた訪問調査員が自宅へ伺い日常生活の状態などについて聞き取り調査をします。

③介護認定審査会

保健、医療、福祉の専門家などが訪問調査の結果と医師の意見書をもとに、どの程度の介護が必要かを全国一律の基準により審査します。

④要介護・要支援の認定

申請から30日以内にどの程度の介護が必要か7区分に分けて認定されます。予防重視の観点から、非該当者であっても、別途地域支援事業としてのサービス(転倒予防教室や栄養指導など)が用意されています。また、要支援1・2の方は、要介護1~5の方とサービスや手続きが異なりますので注意が必要です。



- バリアフリー
- 金物
- 補修・接着・テープ
- 水まわり
- 防犯
- 耐震・防災
- 収納・内装
- ペット用品
- 建築資材
- 道具・工具
- お役立ちコーナー
- 豆知識
- ご利用方法

介護保険

(平成30年より介護保険法の一部改正が施行されます。)

⑤居宅サービスの区分支給限度基準額

※認定されますと以下の金額(月あたり)に換算したサービス利用が可能です。但し1割の負担が必要です。(費用負担については平成30年8月より一定以上の所得がある第1号被保険者は2割~3割負担に引き上げられます。)

要介護度	認定の目安	居宅サービス費	住宅	用具	
要支援1	障害のために生活機能の一部に若干の低下が認められ、介護予防サービスを提供すれば改善が見込まれる。	5万0030円	20万円	10万円/年	予防給付
要支援2	障害のために生活機能の一部に低下が認められ、介護予防サービスを提供すれば改善が見込まれる。	10万4730円			
要介護1	身の回りの世話に見守りや手助けが必要。立ち上がり・歩行等で支えが必要。	16万6920円			介護給付
要介護2	身の回りの世話全般に見守りや手助けが必要。立ち上がり・歩行等で支えが必要。排泄や食事で見守りや手助けが必要。	19万6160円			
要介護3	身の回りの世話や立ち上がりが一人ではできない。排泄等で一般的な介助が必要。	26万9310円			
要介護4	日常生活を営む機能がかなり低下しており、全面的な介助が必要な場合が多い。問題行動や理解低下がある。	30万8060円			
要介護5	日常生活を営む機能が著しく低下しており、全面的な介助が必要。多くの問題行動や全般的な理解低下がある。	36万0650円			

⑥居宅サービス計画の作成

居宅サービスを利用するには計画を作成しなければなりません。居宅介護支援事業者に依頼すると、介護支援専門員[※]が利用者等の希望を尊重して居宅サービス計画を作成してくれます。

※介護支援専門員(ケアマネージャー)とは

介護保険のサービスを利用する方などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態等を考慮して、適切な居宅または施設のサービスが利用できるように市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行うのが介護支援専門員です。専門員は、サービスを利用する方が自立した日常生活を営むために必要な援助に関する専門的な知識・技術をもった人です。具体的には、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、社会福祉士、看護福祉士等をはじめとする保健・医療・福祉サービスの従事者のうち、一定の実務経験があり、試験に合格した後、実務研修を終了した人です。

サービス等の種類

	予防給付におけるサービス(要支援者対象)	介護給付におけるサービス(要介護者対象)
都道府県が指定・監督を行うサービス	<p>◎介護予防サービス</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問介護^{※1} ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所介護^{※1} ○介護予防通所リハビリテーション </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 </div> </div> <p>○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売</p> <p>平成27年4月1日より ※1 介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、平成29年度までに全ての市町村で実施される予定です。</p>	<p>◎居宅サービス</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護^{※2} ○通所リハビリテーション </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護 </div> </div> <p>○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売</p> <p>◎居宅介護支援^{※3}</p> <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 <p>平成27年4月1日より ※2 通所介護のうち利用定員が厚生労働省で定める数未満のものについて地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置づけられます。 ※3 指定居宅介護支援事業者の指定等は市町村により実施されます。</p>
市町村が指定・監督を行うサービス	<p>◎介護予防支援</p> <p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 	<p>◎地域密着型介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)
その他	○住宅改修	○住宅改修

※平成30年より介護保険法の一部改正が施行されます。詳しくは厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

- バリアフリー
- 金物
- 補修・接着・テープ
- 水まわり
- 防犯
- 耐震・防災
- 収納・内装
- ベッド用品
- 建築資材
- 道具・工具
- お役立ちコーナー
- 豆知識
- ご利用方法

介護保険 (平成30年より介護保険法の一部改正が施行されます。)

介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修

介護福祉用具の貸与(レンタル)や購入の費用、および住宅改修の費用は公的介護保険の給付対象になります。

*福祉用具貸与	*福祉用具購入	住宅改修
車椅子(自走・電動・介助) 車椅子付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 じょくそう床ずれ予防用具 体位変換器 手すり(工事不要) スロープ(工事不要) 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移乗用リフト(吊り具を除く) 自動排泄処理装置	①腰掛け便座 ・和式の上に置く腰掛式のもの ・洋式の上に置き高さを補うもの ・昇降便座・居室用便座(水洗含む) ②特殊尿器 ・自動排泄処理装置の交換部品 ③入浴補助用具 ・入浴いす(座面35cm以上) ・浴槽用手すり・入浴台 ・浴室内すのこ(工事不要) ・浴槽内すのこ・入浴用介助ベルト ④簡易浴槽(工事不要) ⑤移乗用リフトの吊り具部分	①手すりの取付 ②床段差の解消 ③床材の変更 ④引戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への取替え ⑥上記に附帯する工事
給付サービス費用内にて	年 10 万円 給付サービス費用とは別途に	一度だけ 20 万円 給付サービス費用とは別途に
← 指定事業者のみ →		← 事業者指定要件なし →

*福祉用具貸与、福祉用具購入は都道府県による事業者指定が必要です。

住宅改修費の支給

[ポイント]

- 介護保険下では、介護認定で要支援1・2、要介護1～5に認定された場合に市町村から被保険者に対して住宅改修費が支給されます。
- 支給方法は、被保険者が工務店等の事業者に費用を支払った後に、市町村から被保険者へ費用の9割(平成27年8月1日より一定以上の所得がある第1号被保険者は8割)が支給される、いわゆる償還払いの形式です。(また、別途*受領委任払いを採用している市町村もありますのでご確認ください。)
- 費用の限度額は20万円。要介護状態区分には関わらず定額で支給され、状態が3段階以上重くなった場合は1回に限り再度改修可能。引越した場合はあらためて申請が可能です。
- 保険給付の対象となりうる住宅改修の範囲は、持ち家・借家の不公平の問題から「指定する小規模なものとならざるを得ない」との位置づけ。越えるものは自費負担です。

*受領委任払い:利用者本人が住宅改修業者に対象費用の1割分(平成27年8月1日より一定以上の所得がある第1号被保険者は2割分)を支払い、申請後に給付される9割分(平成27年8月1日より一定以上の所得がある第1号被保険者は8割分)の受領を住宅改修業者に委任する制度です。この制度を利用することによって、住宅改修にかかる一時的な費用が軽減されます。

住宅改修申請手続き

事前申請制度となっています。

事前申請提出書	1、申請書 2、理由書(ケアマネージャー等が作成したもの) 3、見積書(対象工事が詳しくわかる工事内訳書が必要) 4、施工計画書(図面) 5、承諾書(借家で家主の承諾が必要な場合) 6、委任状(事業者が委任を受けて申請書等を提出する場合) 7、施工前の写真(日付入り)
施工	[審査受領後施工実施]
施工後提出書	1、施工後の写真(日付入り) 2、領収書
支給	[支給審査・決定]